

第16回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和6年9月30日（月曜日） 開始 15:00 終了 16:00

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 12番 野邊 康德 、 14番 松本 壽利

議事日程	第1	報 告	農地法第18条第6項の規定による届出について
	第2	議案第104号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第3	議案第105号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4	議案第106号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第5	議案第107号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
	第6	議案第108号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主 事 野邊 恵利菜 主 事 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第16回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日の出席委員は、『農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

議事録署名委員の指名

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
12番 野邊 康徳 委員
14番 松本 壽利 委員 をお願いします。

議長（1番）

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

それでは議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は3件でございます。内容といたしましては、借入人の申出、農地売却が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（1番）

議案第104号：農地法第3条の規定による許可申請について

次に議案第104号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第104号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番と2番の所有権移転に関する2件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請2件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしている

事務局

と思われます。皆さんのご審議をよろしくお願ひしませう。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、21番委員より申請番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひしませう。

21番委員

議案第104号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番と2番の所有権移転に関する2件でございます。まず、1番につきましては、渡人は高齢で申請地を管理できないため、現在の耕作者である受人と売買し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人世帯は毎年水稻と野菜を作付けしており、農業従事状況については、本人、妻ともに200日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も水稻地帯であり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。次に、2番につきましては、渡人は高齢で申請地を管理できないため、子供である受人に贈与し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人世帯は毎年水稻と野菜を作付けしており、農業従事状況については、本人が100日、夫が80日の従事があり、水稻刈取等の農繁期は作業委託しているため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も水稻地帯であり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号1番と2番の所有権移転の2件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひしませう。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請2件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請2件を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 1 0 4 号、申請 2 件は許可することに決定いたします。

議案第 1 0 5 号：農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長 (1 番)

次に議案第 1 0 5 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 2 番の 2 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 0 5 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は申請番号 1 番と 2 番の 2 件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 2 件は、6 ページにあります農地法第 4 条第 6 項第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、3 番委員より申請番号 1 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

3 番委員

議案第 1 0 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 1 番の 1 件でございます。1 番については、申請人は市外在住で申請地を管理できないため、杉を植林し今後は山林として管理したく申請されたものです。申請地図面の 1 ページから 4 ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題なく、土砂流出等の影響はないと思われま。以上、申請番号 1 番の 1 件について調査しましたが、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 (1 番)

次に 2 番について、1 1 番委員より説明をお願いします。

1 1 番委員

議案第 1 0 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 2 番の 1 件でございます。2 番については、申請人は周囲の山林化に伴い植林に至っており、今後も山林として管理したく始末書添付で申請されています。申請地図面の 5 ページから 7 ページをお開きください。申請地の周囲に農地はな

1 1 番委員

く、雨水についても自然浸透で問題なく、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号2番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請2件について質疑入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請2件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第105号、申請2件は許可相当としますが、2番は申請面積が30アールを超えますので、農地法第4条第4項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、1番は意見を付して県へ副申します。

議案第106号：農地法第5条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第106号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第106号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番の所有権移転に関する1件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件につきましては、8ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

議長（1番）

ただいまの説明に対しまして、5番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

5番委員

議案第106号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番については、受人は家族3人で借家住まいであります。手狭になってきたため、申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の9ページから12ページをご覧ください。申請地には隣接する農地がありますが、周囲にブロック塀を設置するため土砂流出等の影響はないと思われま。また、生活雑排水は浄化槽を通し、雨水も市道側溝へ流す計画であり問題ありません。以上、申請番号1番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第106号、申請1件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

市長部局提案

議長（1番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に事務局より市からの提出議案の面積・件数等の説明を求めます。

事務局

令和6年9月分につきましては、串間市長より令和6年9月13日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18

事務局

条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第107号、所有権移転が2件、面積が3,742㎡、議案第108号、利用権設定が1件、面積が4,221㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第107号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長（1番）

議案第107号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第107号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転は申請番号1番と2番の2件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請2件は、10ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、22番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

22番委員

議案第107号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に2番について、21番委員より説明をお願ひします。

21番委員

議案第107号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号2番の1件を報告します。2番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請2件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請2件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第107号、申請2件は承認し市へ通知いたします。

議案第108号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長（1番）

次に議案第108号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号1番の審議を行います。当該事案は私に関するものでありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により議長を会長代理に交代し退室します。
暫時休憩します。

（1番委員 退室）

議長（2番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、議案第108号、申請番号1番の1件の審議に入ります。まず、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第108号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号1番の1件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、10ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

議長（２番）

ただいまの説明に対しまして、２６番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

２６番委員

議案第１０８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号１番の１件を報告します。１番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（２番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請１件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（２番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請１件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（２番）

異議なしということですので、議案第１０８号、申請１件は承認し市へ通知いたします。暫時休憩します。

（１番委員 入室）

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会長代理より議長を交代します。

議長（１番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第１６回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和6年9月30日

1番 (会長) 原田 俊一

2番 (会長代理) 奥村 千扶子

議事録署名委員

1 2番 野邊 康德

1 4番 松本 壽利